（変更の許可の申請）

第八条　法第二十六条第一項の許可を受けた養殖場について法第三十条において準用する漁業法第六十一条の変更の許可（以下「変更の許可」という。）を受けようとする者は、理由を付して農林水産大臣に申請しなければならない。

2　農林水産大臣は、前項の規定による申請があった場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（許可証の書換交付の申請）

第九条　許可養殖業者は、許可証の記載事項に変更を生じたとき（第十一条第二号から第六号までに掲げる場合を除く。）は、速やかに、農林水産大臣に許可証の書換交付を申請しなければならない。

（許可証の再交付の申請）

第十条　許可養殖業者は、許可証を亡失し、又は毀損した場合には、速やかに、理由を付して農林水産大臣に許可証の再交付を申請しなければならない。

（許可証の書換交付及び再交付）

第十一条　農林水産大臣は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

一　第九条の規定による書換交付（第七条ただし書の場合を除く。）又は前条の規定による再交付の申請があったとき。

二　法第三十条において準用する漁業法第六十一条の許可をしたとき。

三　法第三十条において準用する漁業法第六十二条第二項の規定による届出があったとき。

四　法第三十条において準用する漁業法第六十三条において準用する同法第三十四条第一項の規定により許可に制限若しくは条件を付け、又は同項の規定により付けた制限若しくは条件を変更し、若しくは取り消したとき。

五　法第三十条において準用する漁業法第六十三条において準用する同法第三十九条第一項又は第二項の規定により許可を変更したとき。

六　内水面漁業の振興に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百二十四号）第二条第四項の規定による届出があったとき。

（許可証の返納）

第十二条　許可養殖業者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を農林水産大臣に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2　前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の準用）

第十三条　指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第五条の二、第五条の三及び第十条の規定は、許可について準用する。この場合において、同令第五条の二第一項第三号及び第四号並びに第十条中「指定漁業」とあるのは「指定養殖業」と読み替えるものとする。

（許可手数料）

第十四条　法第三十条において準用する漁業法第百三十三条第二項の手数料の額は、次のとおりとする。

一　法第二十六条第一項の規定による指定養殖業の許可の申請　四千四百円

二　法第三十条において準用する漁業法第六十一条の規定による変更の許可の申請　二千二百円

三　第九条の許可証の書換交付の申請及び第十条の許可証の再交付の申請　八百五十円

別記様式第一号から第七号までを次のように改める。

別記様式第一号（第二条関係）

うなぎ養殖業の場合

うなぎ養殖業の許可申請書

年　月　日

農林水産大臣　殿

申請者　住所
氏名　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　㊞
電話番号（　　）　－

下記によりうなぎ養殖業の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1　うなぎ（※）の池入割当量

※　国内未飼育うなぎ（国内で一度も飼育されていないうなぎ）に限る。

にほんうなぎ	その他の種のうなぎ
kg	kg

2　使用する養殖場

(1)　名称

(2)　所在地

(3)　養殖池の総面積（㎡）

備　考

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

2　うなぎの池入割当量は、にほんうなぎのうち海外で飼育されたことのあるもの及びその他の種のうなぎについては、一尾を0.2gとして換算し、kg単位で小数点第４位を四捨五入した数量を記入するものとする。

3　養殖池の総面積は、㎡単位で小数点第１位を四捨五入した数値を記入するものとする。